

令和6年第5回安芸市農業委員会定例会議事録

1. 開催日時 令和6年5月27日(月)午後1時30分から2時30分

2. 開催場所 安芸市役所2階 会議室

3. 出席農業委員(11人)

会長	1番	内川	昭二
会長職務代理者	2番	大久保	暢夫
会長職務代理者	3番	樋口	なぎさ
	4番	西岡	秀輝
	6番	栗山	浩和
	7番	野村	勉
	8番	有澤	節子
	9番	福本	隆憲
	10番	公文	啓子
	12番	小松	昭則
	13番	小松	豊喜

4. 欠席農業委員(3人)

5番	川島	一義
11番	千光士	伊勢男
14番	小松	昌平

5. 出席農地利用最適化推進委員(6人)

伊尾木	黒岩	榮之
川北	中平	秀一
土居	入交	大輔
井ノ口	西岡	大作
畑山	小松	光正
赤野	小松	幸宏

6. 傍聴者 なし

7. 議事日程

報告第1号 農地法第3条の3届出について

議案第2号 農地法第3条許可申請について

報告第3号 農地法第18条第6項解約通知報告について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定
について

議案第5号 農地中間管理事業法第19条の2の農用地利用積
計画(一括方式)決定について

議案第6号 非農地証明願について

議案第 7 号 令和 6 年度農業者年金加入推進活動計画決定につ
いて

その他

8. 農業委員会事務局職員

事務局長	三宮 一仁
事務局次長兼振興係長	小松 亜矢
事務局農地係長	弘井 恭介

9. 会議の概要

議長 それでは、本日の会議を開きます。
議事に入る前に、事務局が諸般の報告をいたします。

事務局長 はい。まず本日の出席状況を報告いたします。
定数 14 人、欠席、2 人、出席数 12 人になります。
欠席委員の 5 番川島委員、11 番千光士委員からは所用のため欠席の連絡があ
っております。
また、14 番、小松昌平委員から、遅参の届けがっております。
次に事務の概要報告をいたします。
5 月 9 日に高知市で、高知農業委員会女性ネットワーク理事会が開催され、樋
口なぎさ委員が出席しております。
また同日、令和 6 年度第 1 回安芸市再生協議会幹事会が開催され、小松次長が
出席をしております。
最後に、5 月 15 日に、令和 6 年度、高知県 11 市農業委員会協議会が、高知市
で開催され、内川会長と、事務局長の私三宮が出席をしております。
こちらの会議につきましては、来年度、安芸市での開催ということになります
ので、また委員の皆様にもご協力いただくことがあろうかと思っておりますのでよ
しくお願いします。以上で事務の概要報告を終わります。

議長 本定例会の日程は、本日 1 日限りとしたいと思いますが、これに御異議ありま
せんか。
(異議なしの声あり)
異議なしと認めます。
よって、本定例会の日程は本日 1 日と決定いたします。
会議規則第 21 条第 2 項の規定により、議事録署名委員に、福本隆憲委員及び
小松昭則委員を指名いたします。
それでは報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 届出について事務局が説明をいたしま
す。

事務局 (小松) はい。議案書は 1 ページをお開きください。
報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 届出についてです。
今回は 4 件の届出が出ています。届出番号 1 番です。
権利取得者は議案書に記載のとおりです。
届出地は、記載のとおり土居ほかの 8 筆、面積は 5,838 m²です。
相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでし
た。

次に、届出番号2番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり、安芸ノ川の21筆で、面積は、合計2804.82㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございませんでした。

次に、届出番号3番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は記載のとおり、染井町ほかの3筆で、面積は217㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

最後に、届出番号4番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は記載のとおり土居の1筆で、面積は356㎡です。

共有地の持分放棄により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。説明は以上です。

議長

ただいまの報告第1号について、質問意見等がありましたら、よろしくお願いします。質問意見等がないようですので、これは報告案件ですので、了解していただきたいと思います。

続きまして議案第2号、農地法第3条申請についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局
(小松)

議案第2号、農地法第3条許可申請について説明いたします。

議案書は4ページからとなります。今回は3件の申請がありました。

申請番号1番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり、畑山の5筆で、現況地目は田で、面積は2,735㎡です。

売買による所有権移転の申請でユズなどの栽培を予定しております。所在地につきましては、5ページに地図がございます。

畑山温泉の南西方向にある農地です。

現地の写真をお配りしますのでご確認ください。

次に、農地法第3条第2項、第2項各号の判断につきましては、A3の農地法第3条調査書で説明いたします。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人はユズを栽培しています。

今回の申請地も、ユズなどの栽培を予定しておりますが、遊休農地復旧解消計画を出してもらい、その計画どおりに作業を行うことにより解消される見込みで、令和7年3月から4月に、ユズの苗木を作付け予定です。この実施も含め、農作業に従事する家族等の状況、及び農機具の保有状況等から見て、耕作すべき農地全てを効率的に利用するものと見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用ありません。

次に、信託引受除外要件につきましては、信託ではありませんので適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、譲受人はユズを栽培し、農業を営んでおり、農業に従事する予定者、年間300日が1名と、年間250日が1名おります。このため、農作業を行う必要がある、年間150日以上の要件を満たすと見込まれます。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転、売買でありますので該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地には、ユズなどの作付が予定されており、地域の防除基準に合った栽培管理を行うため、本県の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

なお、現地につきましては、5月10日に小松豊樹委員小松光正委員に確認していただきました。

次に申請番号2番です。

譲渡人、譲受人は、議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり川北の1筆で、現況地目は田で面積は985㎡です。

売買による所有権移転の申請で、水稻の栽培を予定しています。

所在地につきましては、6ページに地図がございます。

内原野陶芸館の北方向にある農地です。

現地の写真をお配りしますのでご確認ください。

次に、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、A3の農地法第3条調査書で説明いたします。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人はユズや野菜を栽培しています。

今回の申請地は、水稻の栽培を予定しています。

農作業に従事する家族等の状況、及び農機具の保有状況等から見て、耕作すべき農地全てを効率的に利用するものと見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので適用はありません。

信託引受除外要件につきましては、信託ではありませんので適用はありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、譲受人はユズ等を栽培し、農業を営んでおり、農業に従事する予定者、年間160日が2名おります。このため、農作業を行う必要がある、年間150日以上要件を満たすと見込まれます。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転売買でありますので該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地には、水稻の栽培が予定されており、地域の防除基準に合った栽培管理を行うため、本県の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

なお、現地につきましては5月9日に、西岡秀輝委員、中平秀一委員に確認していただきました。

続いて、申請番号3番です。

譲渡人、譲受人は、議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり、川北の2筆、現況地目は田で、面積は227㎡です。

売買による所有権移転の申請で、野菜などの栽培を予定しています。

所在地につきましては7ページに地図がございます。

川北小学校の南東方向にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、御確認ください。

次に、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、A3の農地法第3条調査書で説明いたします。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人は、今回の申請地を20年間管理してきており、野菜の栽培を予定しております。

農作業に従事する家族等の状況及び農機具の保有状況から見て、耕作すべき農地全てを効率的に利用するものと見込まれます。

次に農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので適用はありません。

次に、信託引受除外要件につきましては、信託ではありませんので適用はありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、譲受人は、農業に従事する予定者、年間300日が2名おります。

このため、農作業を行う必要がある年間150日以上要件を満たすと見込まれます。

次に、転貸禁止につきましては、所有権、所有権移転、売買でありますので該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地には野菜等の栽培が予定されており、地域の防除基準に合った栽培管理を行うため、本県の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

なお現地につきましては5月9日に西岡秀輝委員、中平秀一委員に確認していただきました。説明は以上です。

議長 現地確認の報告を申請番号1番は、小松豊喜委員、申請番号2番は、西岡秀輝委員お願いします。

小松委員 申請番号1番です。5月10日に現地を確認しました。報告のとおりです。

西岡委員 申請番号2番及び3番です。先ほどの説明のとおりです。

議長 それでは、審議をお願いします。
意見がないようですので、採決いたします。
議案第2号、農地法第3条許可申請については、原案どおり認め、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
はい。全員賛成です。
よって議案第2号、農地法第3条許可申請については、原案どおり認め、許可することに決定いたしました。
続きまして、報告第3号、農地法第18条第6項、解約通知報告についてを議題とし、事務局の説明をいたします。

事務局 (小松) 報告第3号、農地法第18条第6項、解約通知報告について説明いたします。
議案書は8ページです。今回は申請が1件出ています。
賃貸人、賃借人は、議案書に記載のとおり、申請地も記載どおりで、川北の1筆です。
地目は田で、面積は2,998㎡です。
当初は令和元年12月から5年間の賃借権が設定されておりましたが、借手が

体調崩し、耕作困難になったため、双方の合意により解約の通知が提出されたものです。説明は以上です。

議長 はい。ただいまの報告第3号について質問意見等がありましたらよろしく願います。無いようですので、これは報告案件ですので、了解していただきたいと思います。
続きまして、議案第4号、農業経営基盤強化促進法 農用地利用集積計画決定についてを議題として、事務局が説明をいたします。

事務局 (小松) それでは、議案第4号、農業経営基盤強化促進法、農用地利用集積計画決定について説明いたします。
農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の経過措置を適用して、従来の農用地利用集積計画を定めようとするものです。
議案書は9ページからになります。今回は6件の申請がありました。
申請番号1番です。
貸付人、借受人は、議案書に記載のとおり、申請地も記載どおり、土居の2筆で、地目は田、面積は2,148㎡です。
ナスを栽培する予定をしており、貸借期間は5年で、賃借料は11万9,880円で、新規設定する計画です。
現地の写真をお配りしますのでご確認ください。
写真の取り方を失敗してますけど、前の田ではなくて左のハウスのほうの底地です。すいません。斜めに映ってますけど。
所在地につきましては、13ページに地図がございます。県道黒岩東浜線と春日橋から西方向に、安芸伊尾木線が交差する交差点のちょうど経営基盤1番と書いてあるところの、右側の農地です。
経過措置として適用される改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。
現地につきましては5月15日に福本隆憲委員、入交大輔委員に確認していただきました。
申請番号2番です。
貸付人、借受人は議案書に記載のとおり、申請地も記載どおり土居の7筆で、地目は田、面積は4,752㎡です。
水稻などを栽培する予定をしており、貸借期間は5年、賃借料は無償の条件で新規設定する計画です。
現地の写真をお配りしますので御確認ください。
所在地につきましては、13ページに地図がございます。
春日橋から西方向へ延びる市道安芸伊尾木線沿いなどの農地合計7筆です。経過措置として、そうですね、この地図のほうは、さきに回した、写真が経営基盤1番って書いてあるところの右側の斜めの形をした土地で、それ以外が経営基盤2番に当たる7筆になります。

経営基盤1番と2番ですけども、貸付人と買受人は同じ方なんですけど、1番のほうは、この地図で言うところの経営基盤①と書いてある番号の、道挟んで右側にある、一つ目の斜線の部分です。併設して右側に斜めになっている水田がありまして、それは、経営基盤2番の7筆の方に含まれています。この1番のほうはナスの栽培で、賃借権が設定され、2番のほうは、水稻、一部野菜ですけども、栽培予定で使用貸借が設定されることになっています。

経過措置として適用される改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号の判断につきましては、3 の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

なお現地につきましては、5 月 15 日に、福本隆憲委員、入交大輔委員に確認していただきました。

次に申請番号 3 番です。

借受人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり僧津の一筆で、地目は田、面積は 1,162 m²です。

水稻を栽培する予定をしており、賃借期間は 5 年、賃借料は 10 アール当たり米 1 俵代の条件で再設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては 14 ページに地図がございます。

JA 北支所の北西方向の農地です。

経過措置として適用される改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号の判断につきましては、別紙の A3 の利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

なお、現地につきましては 5 月 15 日に福本隆憲委員、入交大輔委員に確認していただきました。

申請番号 4 番です。

貸付人、借受人は、議案書に記載どおり、申請地も記載通り井口の 2 筆、地目は田、面積は 1,530 m²です。

水稻を栽培する予定をしており、賃借期間は 5 年、賃借料は無償の条件で再制定する計画です。

現地の写真をお配りしますのでご確認ください。

所在地につきましては、15 ページに地図がございます。

井ノ口高台寺県職員住宅の南東方向にある農地です。

経過措置として適用される改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号の判断につきましては、別紙 A3 の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

なお、現地につきましては 5 月 13 日に小松昌平委員、西岡大作委員に確認していただきました。

次に、申請番号 5 番です。

貸付人、借受人は、議案書に記載どおり、申請地も記載どおり井ノ口の 1 筆で、地目は田、面積は 343 m²です。

野菜等を栽培する予定をしており、賃借期間は 5 年、賃借料は無償の条件で再設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、16 ページに地図がございます。

国重公園の北側の農地です。

経過措置として適用される改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号の判断につきましては、別紙 A3 の利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

なお、現地につきましては、5 月 13 日に小松昌平委員、西岡大作委員に確認していただきました。

次に申請番号 6 番です。

貸付人、借受人は、議案書に記載とおり、申請地も記載どおり、畑山の 7 筆で、地目は田、面積は 932 m²です。

ユズなどを栽培する予定をしており、賃借期間は 5 年、賃借料は 10 アール当

たり柚子3升代の条件で再設定する計画です。
現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。
所在地につきましては、17ページに地図がございます。
畑山温泉から約2キロメートル南方にある農地です。
経過措置として適用される改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の
各号の判断につきましては、別紙A3の利用集積計画の調査書に記載してある
とおりです。
なお、現地につきましては5月10日に小松豊喜委員、小松光正委員に確認し
ていただきました。説明は以上となります。

議長 現地確認の報告を申請番号1番から3番を入交大輔委員、申請番号4番と5番
を西岡大作委員、申請番号6番を小松光正委員、お願いします。

入交委員 申請番号1番から3番です。5月15日に確認してきました。報告のとおりで
す。

西岡委員 申請番号4番及び5番です。5月13日に確認してきました。報告のとおりで
す。

小松委員 申請番号6番です。5月10日に確認してきました。報告のとおりです。

議長 それでは、審議をお願いします。
別に無いようですので、採決をいたします。
議案第4号、農業経営基盤強化法、農用地利用集積計画決定については、原案
どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
はい。全員賛成です。
よって議案第4号、農業経営基盤強化法、農用地利用集積計画決定については
原案どおり決定いたしました。
続きまして議案第5号、農地中間管理事業法、第19条の2農用地利用集積計
画(一括方式)決定についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局 (小松) はい。議案第5号の農地中間管理事業法第19条の2、農用地利用集積計画(一
括方式)決定について説明いたします。

議案書は18ページです。

農地中間管理事業法第19条の2の農用地利用集積計画を活用した案件となり
ます。

申請番号1番です。

貸付人、借受人、転借人は、議案書に記載どおり、申請地も記載どおり井ノ口
の農地2筆、地目は田で、面積は3,457㎡です。

作物は転借人が施設野菜を栽培する予定をしております、賃借期間は15年
間、賃借料は17万円の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので御確認ください。

所在地につきましては、19ページに地図がございます。岩崎弥太郎生家駐車
場の南側にある農地です。

経過措置として適用される改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の
各号の判断につきましては、別紙A3の農地中間管理事業に係る農用地利用集
積計画(一括方式)の調査書に記載してあるとおりです。

現地につきましては、5月13日に小松昌平委員、西岡大作委員に確認してい
ただきました。説明は以上です。

議長 はい、現地確認委員の報告を西岡大作委員、お願いします。

西岡委員 申請番号1番です。先ほどの説明のとおりです。

議長 それでは、審議をお願いします。
別に無いようですので、採決いたします。
議案第5号、中間管理事業法第19条の2の農用地利用集積計画（一括方式）決定について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
はい。全員賛成です。
よって議案第5号、農地中間管理事業法第19条の2農地利用集積計画（一括方式）決定については、原案どおり決定いたしました。
続きまして、議案第6号、非農地証明願についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局（弘井） はい。議案第6号、非農地証明願を説明いたします。
議案書20ページです。
今回は、2件の申請が出ております。
まず、申請番号1番、申請人、申請地は申請書に記載のとおり、登記簿地目は田、面積は270平方メートルとなっております。
所在地の地図は21ページに掲載しております。
矢ノ丸四丁目、ホームセンターマルニ安芸店の西側にある土地で、現在は駐車場となっております。
現地の写真をお配りしますので御確認ください。
現地につきましては、平成18年頃より、駐車場として利用し、現在に至っております。
現地の状況及び安芸市税務課の発行する証明書を確認し、安芸市の非農地証明書発行基準である15年以上を経過していて、非農地の証明が可能であると判断しております。
現地につきましては、5月14日に野村勉委員、公文敬子委員、渡辺禎宏委員に確認していただきました。
次に、申請番号2番。申請人、申請地は、議案書に記載のとおりで、登記簿地目は田、面積は545平方メートルとなっております。
所在地の地図は22ページに掲載しております。
東赤野地区にある土地で、現在は住宅が建っております。
現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。
現地につきましては、昭和42年に住宅を建築し、昭和60年に住宅の一部建て替え、及び付属の建物を建築、平成22年に農舎を建築して、現在に至っております。
現地の状況及び安芸市税務課の発行する証明書を確認し、安芸市の非農地証明書発行基準である15年以上経過しており、非農地の証明が可能であると判断いたしました。
現地につきましては、5月10日に、栗山浩和委員、大久保暢夫委員、小松幸宏委員に確認していただいております。
説明は以上です。

議長 はい。現地確認の報告、現況確認の報告を申請番号1番は野村勉委員、申請番号2番は、栗山浩和委員にお願いします。

野村委員 申請番号1番です。5月14日に確認してきました。説明のとおりです。
 栗山委員 申請番号2番です。5月10日に行ってまいりました。先ほどの報告のとおりです。

議長 はい。それでは、審議をお願いします。
 別に無いようですので採決をいたします。
 議案第6号、非農地証明願については、申請どおりに認定することに賛成の方は挙手をお願いします。
 はい。全員賛成です。
 よって議案第6号、非農地証明願については、申請どおり認定することに決定いたしました。
 続きまして議案第7号、令和6年度農業者年金加入推進活動計画決定についてを、事務局より説明いたします。

事務局 議案第7号、令和6年度農業者年金加入推進活動計画決定について説明いたします。議案書は23ページになります。
 全体的に、昨年度と同様の計画を予定しております。
 まず1番目の、今年度の加入目標は5人でそのうち4人を、20歳から39歳までの農業者の加入目標とし、また、そのうち女性を1人目標としています。
 2番目の推進体制も昨年同様、農業委員1名と、事務局職員1名の計、2名が推進班となります。
 3番目の加入対象名簿は18人登載しております。
 4番目の加入推進強化月間につきましては、8月から10月までを設定しており、5番目にありますように、この中で戸別訪問の実施を計画しております。
 6番目の加入推進対策会議及び研修会の実施計画につきましては、まず本日のこの定例会で、今年度の活動計画を承認いただきます。
 次に、昨年度、農業委員さんの改選があった後まだ研修会が出来てなかったということなので、11月の定例会終了後に、農業者年金制度の勉強会を開催したいと考えています。その際は高知県農業会議の方に講師を依頼しようと思っております。
 7番目の加入対象者に対する説明会等の実施につきましては、11月の年金相談会や12月の青色申告会など、イベント時の場での制度説明会を計画しております。
 8番目の広報普及活動としまして、今年度も広報秋6月号に、現況届の提出依頼とともに、加入PR文を掲載予定としております。
 また、農業委員会窓口でのチラシの設置や、加入対象者に対してパンフレットを送付することなども予定しております。
 説明は以上となります。

議長 はい、ただいまの議案第7号について質問意見等がございましたら、よろしくをお願いします。
 無いようですので採決をいたします。
 議案第7号 令和6年度農業者年金加入推進活動計画決定についてを原案どおり決定する事に原案どおり賛成の方は挙手をお願いします。
 はい。全員です。
 議案第7号、農業者年金加入推進活動計画については、原案どおり決定いたしました。
 以上で議案審議は終了いたしました。

それではその他の件について、事務局から説明いたします。

事務局長

農林課のほうからちょっと説明をしたいと思います。

お手元に、令和6年度農林課人員体制という資料のほうをお配りしております。

座って説明させていただきます。

昨年度は、改選されてから7月の定例会で令和5年度の同様の内容について、私のほうから説明させていただいたものの、令和6年度版ということで、ちょっと簡単に農林課で所管する、農業に係る事業につきまして、私のほうから、主要な事業について、説明をさせていただきたいと思います。

それではお手元の資料をお開きいただきまして、1ページと2ページになります。

令和6年度の農林課の職員体制を記載しております。

右のほうには、今、この庁舎での農林課の配置図、座席図をつけております。

まず係の編成としましては、上から、農業全般を担当します、農業振興係5名、中段に、農林業の基盤関係や、中山間地域の直接支払い交付金、多面的な機能支払い交付金を担当する農林業土木係4名、3番目に、林業全般及び鳥獣対策を担当します、林業振興係3名の体制で、農林課の所管業務を遂行しております。

3月の定例会で、人事異動の挨拶もしておりますけれども、令和6年度の人事異動で、農業振興係の筒井、農林土木係の前田、林業振興係の寺岡が、令和6年度から、農林課に配属をされまして、それぞれの係で事業を担当していくことになっておりますのでよろしくお願いします。

それでは3ページをお開きください。

3ページからは、農林課で、係ごとに所管をする、主に農業に係る事業を記載しております。安芸市の総合計画等での体系別に整理した内容を記載しております。順に御説明をさせていただきたいと思います。

まず3ページの、農地の有効利用と保全として記載をしております内容のもので、農業委員会に係るものといましては、2段目に記載しております。地域計画推進支援事業が、農業委員会に係るものになっております。この事業につきましては、昨年度より委員の皆様にも説明してきておりますけれども、昨年、令和5年の4月に、農地等に関連する法律の一部改正に伴い、令和6年度末、7年3月末までに、地域計画を策定しなければならなくなっております。その中で市内の地域ごと、安芸市では10地区を予定しておりますけれども、その10地区で集落座談会の開催、開催によりまして、地域の将来の姿、地域の将来の農地利用の在り方、10年後ということになりますけれども、それぞれの地域において、10年後の将来、地域にある農地を誰が耕作していくのかということを定めた、目標地図について、農業委員会主導で作成する必要があります。

具体的な進め方につきましては、改めて説明する場を設ける必要があると思っておりますので、詳細につきましては省略いたしますけれども、本取組につきましては、農業委員、最適化推進委員の皆様のお力添えがなければ、なかなか当然、目標地図の作成というところには行き着かないものとなりますので、どうぞご協力のほどよろしくお願いいたします。

次に4ページをお願いします。

4ページのほうには、担い手の確保、育成としまして、新規就農支援事業に関連する事業を記載しております。上段の新規就農推進事業ほか、昨年度から特に大きく変わった点はありませんので、それぞれの個別の事業の詳細の説明は

省略いたしますけども、新規就農推進事業というのは、国の事業を活用しております、年々、事業の改正が行われております。このため、なかなか年度によって、どの事業に該当するかいうところで、非常に複雑化してきておりますので、もし、委員の皆様で、地域の農家の方に、新規の就農の相談等をもし、いただきましたらですね、その際はまずは、農林課の担当の方につなぎいただくようお願いしたいと思います。

また施設園芸で、新規就農対策の取組のほうを進めておりますけども、新規就農にはハウスがどうしても必要になってきます。

ハウスの新設または中古ハウスの活用が必要なものになってきますので、委員の皆様には日頃より農地やハウスを貸したい方の情報収集など、お願いできればと、いうふうに思っております。

地域の方でそういった情報がありましたら、農林課か、農業委員会の事務局の方までおつなぎいただいて、そういった情報をもとに、それぞれの地域での新規就農者、就農者の確保であったりハウスの確保であったりということに取り組んでいきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いします。

次に5ページのほうをお開きください。

5ページから6ページにかけて、農業経営の安定向上としまして、関連する事業を記載しております。

お話しする内容としましては、5ページの上の表の1番下段に、昨年度から実施しております農業資材等の価格高騰対策事業を記載しております。

こちらにつきましては、安芸市が単独で行っております施設園芸に必要な被覆資材の補助につきまして、記載をしております。

県のほうでも被覆の高度化を図る場合の補助が創設されておりますけども、安芸市のほうでは、単純な更新も対象としたもので、P0フィルムの0.15などの耐用年数がおおむね5年程度のものが、補助率5分の1以内、P0やビニール内張りも含めて0.1程度の耐用年数おおむね3年以下のものを、補助率10分の1以内で実施をしております。

昨年からの事業になりまして、一部取扱いについて改正する点があるんですけども、詳細につきましては、広報等でまたお知らせもしていきたいと思っておりますので、情報につきましてはそういったもので、またご確認もお願いできたらと思っております。

なおこの事業につきましては、昨年令和5年度からの5ケ年間の事業ですので今年度は2年目ということになります。

次に、6ページから7ページにかけて、生産基盤の充実として、園芸用ハウス整備事業などのハウスですとか、燃料用タンク環境整備機器などへの補助事業を記載しております。6ページの下段、園芸用ハウス整備事業のほうでは、事業区分としまして、中古ハウスの流動化区分の中に、新規就農の区分が新たに設けられております。補助率及び限度額の項目の中に下線で表記しておりますけども、ご確認ください。

次に、7ページの上段です。農業用燃料タンク対策事業についてです。

こちら事業の方に変更はございませんけども、本年1月、石川県の能登半島での地震を受けまして、高知県のほうでも南海トラフ地震対策の一環として推進枠のほうを設けております。

流出防止装置付きの燃料用タンクの整備は、まだ地域の方でもまだまだのところがありますので、本市としましては、今後さらなる整備を図っていく必要があるというふうに思っております。

委員の皆様にも、まだ、流出防止装置付き燃料タンクの整備がまだの方いらっしゃいましたら、ぜひこの事業の活用、そして今年度も推進枠を設けてますの

で、この事業の活用をお願いしたいというふうに思っております。
次に 8 ページから 9 ページにかけて、農林業土木系の主要事業を記載しております。

高規格道路延伸に伴う周辺整備事業から、多面的機能の支払交付金、城跡北地区のほ場整備として、土居僧津、井ノ口、高台寺工区の計画作業に取り組んでおります。それぞれの事業の詳細の説明は省略をさせていただきますけども、関係する委員の皆様につきましては引き続きご協力のほうよろしく願います。

最後になります。10 ページのほうに、林業振興系の主要事業としまして農業に関係します有害鳥獣被害対策の概要としまして、有害鳥獣に関連する対策の事業を 2 つ記載しております。説明のほうは省略させていただきますけども、鳥獣被害の防止に向けては、駆除にあたっての捕獲報償金ですとか、中山間地域のユズなどの被害防止のための防除ネット等への補助を行っておりますので、また補助事業の活用等もまたお願いできればと思います。

以上簡単ではございますが、農林課での令和 6 年度事業のそれぞれの概要となっております。詳細の確認ですとか、事業実施の相談などにつきましては、個別に農林課のほうへお問合せいただけたら、それぞれ担当のほうから詳細の説明をさせていただきますと思いますので、よろしくお願いします。

私のほうからは以上です。何かご質問等ございませんでしょうか。

福本委員 捕獲報償金の対象になるかということですが、狩猟免許を持っていない人でも誰でももらえますか？

事務局長 報償金の対象になるかということですか？

福本委員 はい。数年前に持っていったとき、猟友会に入っていないともらえないと聞いたことがある。

事務局長 基本的に、免許がというところはあるとは思いますが、また後で確認して、お答えします。
ほかございませんでしょうか。
また、もしあるようでしたら、個別にまたいろいろご意見等いただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

事務局
(小松) 続きまして事務局から 2 点ございます。
1 点目は、6 月の定例会についてですが、来月 6 月 25 日の火曜日、予定をしております。参加のほうよろしくお願いします。
あともう 1 点ですが、だいぶ先になりますけれど、10 月 16 日の水曜日に、農業委員会全員研修会という研修が計画されております。こちらの会議室でのウェブ会議になります。また近づいてきたら御案内もさせていただきますので、頭の片隅に入れておいてください。
事務局からは以上です。

会長 以上で、本日の定例会議事日程は全て終了いたしました。

この議事録は事実と相違ないので、農業委員会会議規則第 21 条第 2 項の規定により署名する。

令和 6 年 6 月 2 5 日

安芸市農業委員会
会 長

内川 昭二

会議録署名委員

福本 隆義

会議録署名委員

小松 昭則